

給実甲第1232号

平成30年2月1日

人事院事務総長

給実甲第28号の一部改正について（通知）

給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

第15条関係第2項(1)中「（附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「附則第8項対象職員」という。）にあつては、附則第10項中「算出した給与額」とあるのは「算出した給与額（俸給の月額に係るものに限る。））」と、「俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「俸給月額」と、「俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「俸給月額減額基礎額」と読み替えた場合における同項の規定による額）」を削り、同項(2)イ中「（附則第8項対象職員にあつては、附則第10項中「算出した給与額」とあるのは「算出した給与額（俸給の月額に対する地域手当及び研究員調整手当に係るものに限る。））」と、「俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当」とあるのは「俸給月額に対する地域手当及び研究員調整手当」と、「俸給月額減額基礎額並びにこれ

に対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額」とあるのは「俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び研究員調整手当」と読み替えた場合における同項の規定による額)」を削り、同項(2)ロ中「(附則第8項対象職員にあっては、第18条の2及び附則第10項の規定により計算された勤務1時間当たりの給与額)」を削る。

附則第8項関係を削る。

以 上